

審 査 基 準

平成29年4月1日作成

法 令 名： 自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車 が 運送事業用自動車 で なくなった場合の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準： 上記法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 1日（行政庁の休日を含まない。）
申 請 先： 再交付の対象となる保管場所標章を交付した警察署の交通課（係） 八代警察署氷川幹部交番（自動車の保管場所の位置が八代警察署管轄区域内のものに限る。）
問 合 せ 先： 再交付の対象となる保管場所標章を交付した警察署の交通課（係）
備 考：